

令和 6 年 4 月 24 日

町 民 各 位

天塩町長 吉田 忠

天塩町公営住宅の入居者公募について
 標記の件について、下記のとおり申し込み受付を行いますので、入居希望者は期日までに申し込みください。

記

1 募集住宅

住宅番号	団地名	所在地	建設年度	種別	戸数	面積	月額家賃
03-01-34	南開団地	字天塩 8470 番地	H4	3LDK	1棟 12戸中 1戸	70.85㎡	19,600円～ 29,300円
03-02-13	南開団地	字天塩 3671 番地の1	H5	2LDK	1棟 18戸中 1戸	63.76㎡	17,900円～ 26,700円
03-02-24	南開団地	字天塩 3671 番地の1	H5	3LDK	1棟 18戸中 1戸	73.21㎡	20,600円～ 30,700円
10-01-109	緑新団地	字川口 5709 番地の2	S62	3LDK	1棟 6戸中 1戸	74.97㎡	19,200円～ 28,600円
10-02-115	緑新団地	字川口 5709 番地の2	S62	3LDK	1棟 6戸中 1戸	74.97㎡	19,200円～ 28,600円
10-02-116	緑新団地	字川口 5709 番地の2	S62	3LDK	1棟 6戸中 1戸	74.97㎡	19,200円～ 28,600円
10-02-117	緑新団地	字川口 5709 番地の2	S62	3LDK	1棟 6戸中 1戸	74.97㎡	19,200円～ 28,600円
10-06-203	緑新団地	字川口 5709 番地の2	S63	3LDK	1棟 4戸中 1戸	67.61㎡	17,600円～ 26,200円
10-07-213	緑新団地	字川口 5709 番地の2	S63	3LDK	1棟 4戸中 1戸	67.61㎡	17,600円～ 26,200円
10-08-218	緑新団地	字川口 5709 番地の2	S63	3LDK	1棟 4戸中 1戸	67.61㎡	17,600円～ 26,200円
11-01-003	雄信内団地	字オヌブナイ 5511 番地の18	H10	2DK	1棟 4戸中 1戸	64.26㎡	15,600円～ 23,200円
11-01-004	雄信内団地	字オヌブナイ 5511 番地の18	H10	2DK	1棟 4戸中 1戸	64.26㎡	15,600円～ 23,200円
11-02-003	雄信内団地	字オヌブナイ 5511 番地の18	H10	3LDK	1棟 4戸中 1戸	78.16㎡	19,000円～ 28,300円
11-04-002	雄信内団地	字オヌブナイ 5511 番地の18	H11	3LDK	1棟 2戸中 1戸	78.16㎡	19,200円～ 28,300円
12-03-210	富士見団地	字サラキシ 4453 番地の1	H14	3LDK	1棟 8戸中 1戸	76.56㎡	22,200円～ 33,100円
12-07-224	富士見団地	字サラキシ 4453 番地の1	H17	2DK	1棟 4戸中 1戸	57.38㎡	16,900円～ 25,100円

※入居決定住宅の修繕及び清掃により入居開始に時間がかかることがあります。ご了承ください

2 入居資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 月額収入が 158,000 円を超えない世帯であること。
 ※月額収入⇒(年間所得－扶養控除等の額)÷12ヶ月
 ただし、次の場合は、月額収入が 214,000 円を超えない世帯であること。
 ①身体障害者手帳(1級～4級)の交付を受けている方がいる世帯。(申込時手帳提示)
 ②災害等により住宅を滅失した世帯。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 入居者本人及び同居しようとする家族が暴力団員ではないこと。
 (暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます)

3 申込方法

入居申込書に所要事項を記入し、入居申込者全員の住民票及び所得証明書を添えて役場建設課建築係または役場雄信内支所に提出してください。

4 選考方法

希望住宅に複数の応募があった場合、天塩町営住宅入居者選考委員会に諮り、収入基準や住宅困窮度等により町長が決定します。
 ※本町(過疎地域該当)では単身者でも入居可能ですが、3DK以上の住宅については2人以上の世帯が優先されます。

5 敷金

町営住宅決定家賃の2カ月分を入居決定後、入居前に納入していただきます。

6 その他

- ①公募期間中に発生した空き家は、公募住宅とみなし選考の対象とします。また、住宅の選考中に入居者の入れ替えにより生じた空き家も同様とします。
- ②公募を行っても、入居者が決定しない住宅は、随時入居受付を行います。
- ③次の場合には住宅の明け渡し請求が行われる場合があります。
 (1) 不正な行為によって入居したとき。
 (2) 家賃を3ヶ月以上滞納したとき。
 (3) 当該町営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
 (4) 正当な事由によらないで15日以上町営住宅を使用しないとき。等
 ※入居後3年を経過し、月額 158,000 円を超える収入がある世帯は、収入超過者として認定され、住宅を明け渡す義務が発生します。
 ※入居後5年を経過し、月額 313,000 円を超える収入が引き続き2年間ある世帯は高額所得者として認定され、町営住宅を明け渡さなければなりません。
- ④現在町営住宅に入居中の方で、同居者の増減、加齢や病気等により2・3階から1階などに住み替えを希望する場合は入居申込することができます。

7 申込受付期限

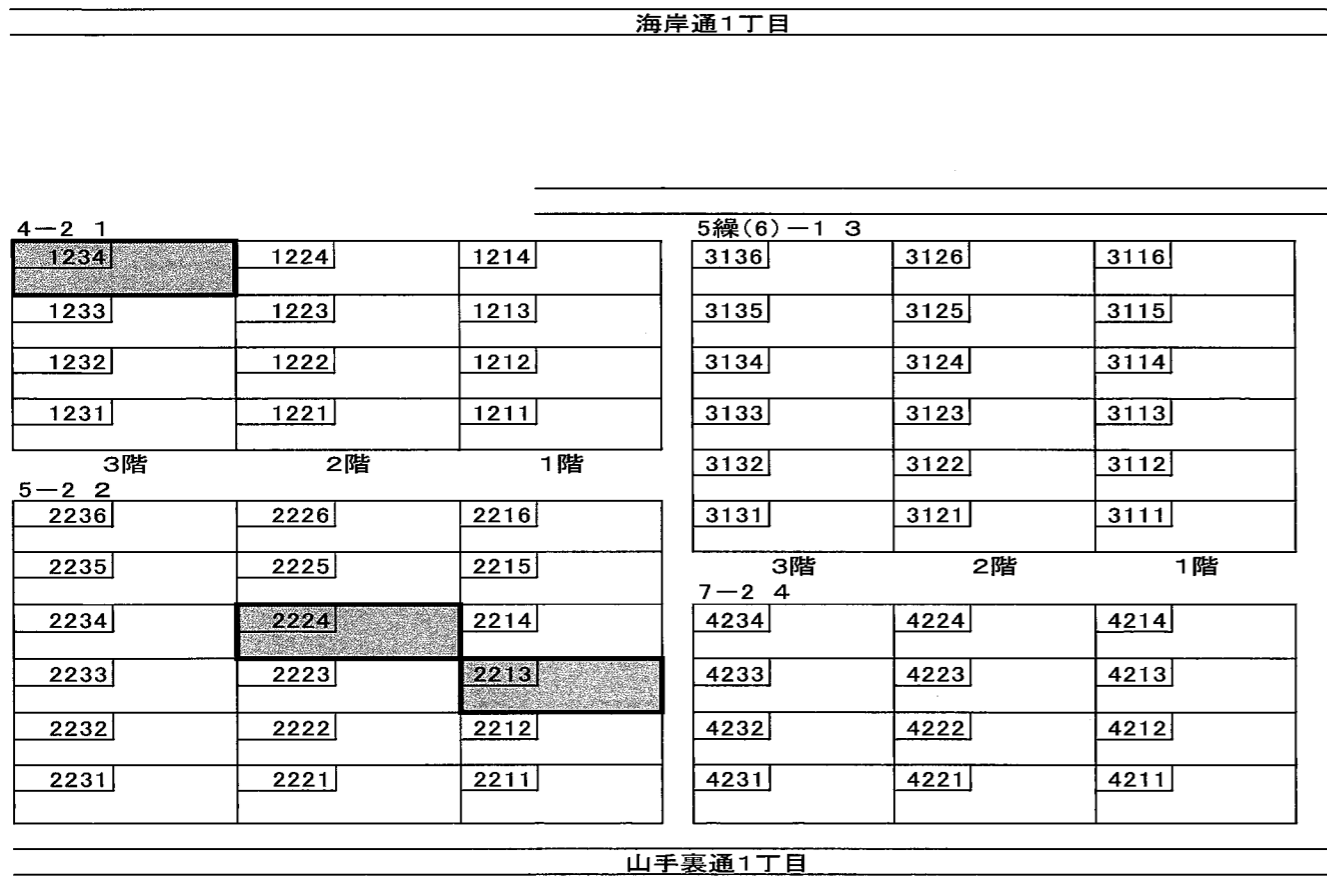
令和6年5月17日(金)まで

8 位置図

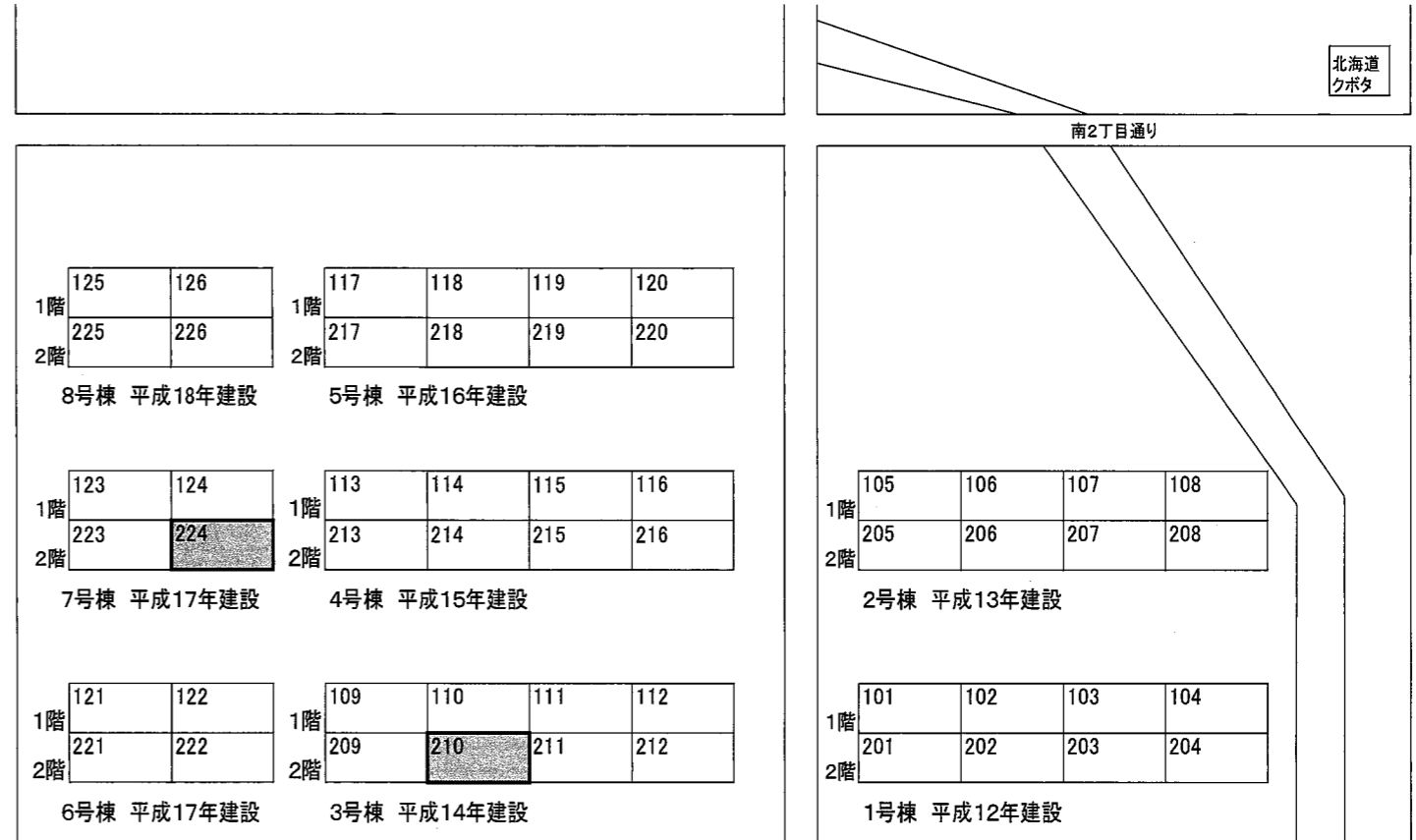
裏面をご覧ください。

町営住宅募集位置図

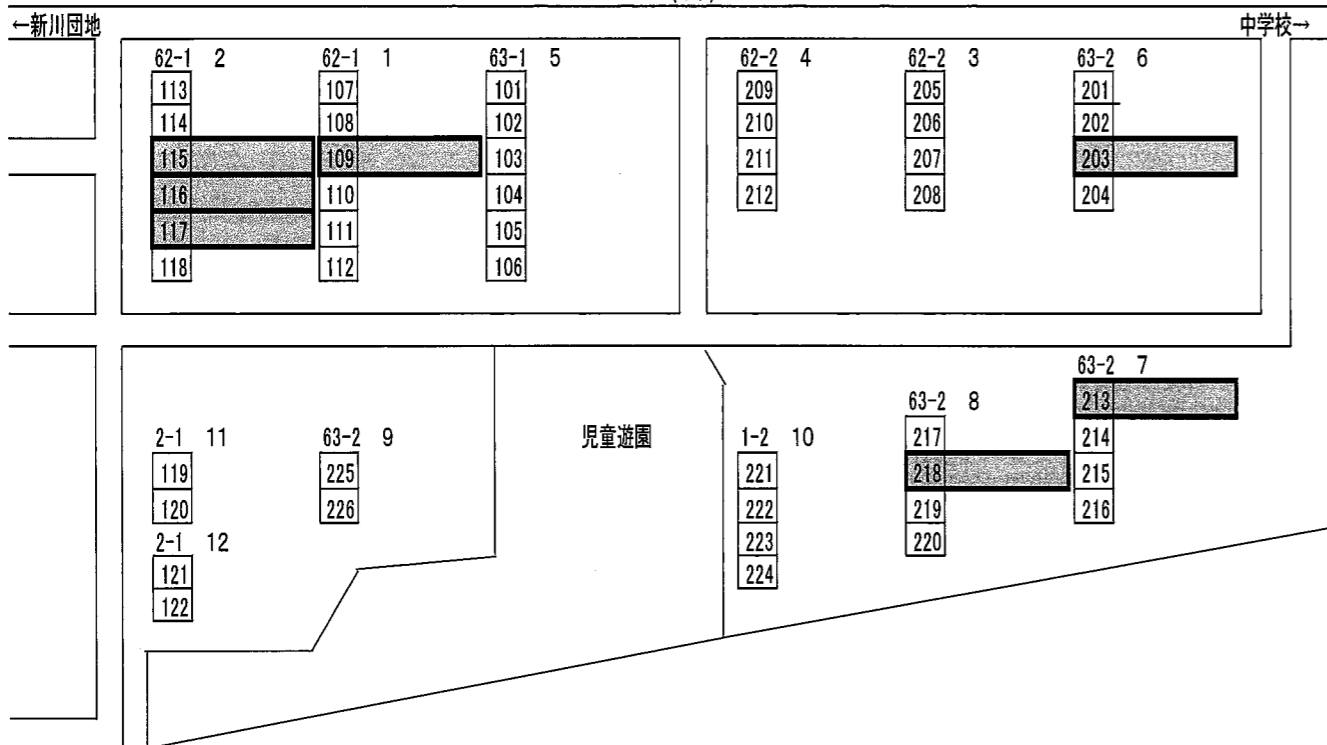
南開団地
(03)



富士見団地(12)



緑新団地
(10)



雄信内団地(11)

